

岩手県告示第 364 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 19 年 4 月 17 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 3 月 26 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社志田工業
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字明神前 14 番地 5
 - ウ 代表者の氏名 志田クニ子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－17）第 1526 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 3 月 22 日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 3 月 5 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 川村建築
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市更木 13 地割 53 番地
 - ウ 代表者の氏名 川村拓
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第 2708 号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 3 月 5 日付けで建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 3 月 15 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社及川組
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区八日町一丁目 144 番地 1
 - ウ 代表者の氏名 及川啓悦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－14）第 3382 号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 3 月 14 日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 3 月 9 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社カネヨシ水道工業所
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市中町二丁目 7 番地
 - ウ 代表者の氏名 嵯峨孝昭
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特－17）第 3822 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、管工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 3 月 7 日付けで土木工事業、管工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成19年3月20日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社穴澤電気工事
- イ 主たる営業所の所在地 北上市堤ヶ丘一丁目9番4号
- ウ 代表者の氏名 穴澤定雄
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第5197号
- (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成19年3月20日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成19年3月9日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社越戸工務店
- イ 主たる営業所の所在地 久慈市侍浜町横沼第9地割91番地
- ウ 代表者の氏名 越戸勝雄
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第6673号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成19年3月7日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成19年3月22日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 東龍工務店
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ二丁目16番18号
- ウ 代表者の氏名 中塚龍雄
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第6697号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成19年3月22日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成19年3月27日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社武田工務店
- イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村大釜字大畑74番地13
- ウ 代表者の氏名 武田和宏
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第7211号
- (3) 処分の内容 石工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成19年3月26日付けで石工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 平成19年3月30日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 東八幡平建設有限会社
- イ 主たる営業所の所在地 八幡平市松尾寄木第28地割21番地

ウ 代表者の氏名 工藤忠義

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第 7802 号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 3 月 30 日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成 19 年 3 月 5 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社乙戸建設

イ 主たる営業所の所在地 宮古市太田一丁目 8 番 20 号

ウ 代表者の氏名 乙戸勲

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第 8284 号

(3) 処分の内容 鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 3 月 2 日付けで鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成 19 年 3 月 16 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社高昭建設

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市山岸二丁目 16 番 58 号

ウ 代表者の氏名 高橋昭市

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 8289 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 3 月 15 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成 19 年 3 月 27 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 アイゼン株式会社

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区真城字折居町 22 番地 1

ウ 代表者の氏名 小野田廣平

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 8611 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 3 月 26 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 平成 19 年 3 月 22 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社新幸建設

イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区小山字下大畑平 58 番地

ウ 代表者の氏名 岩淵幸喜

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 9017 号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 3 月 19 日付けでとび・土工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 平成 19 年 3 月 2 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 北上ロード株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中央通二丁目 11 番 17 号

ウ 代表者の氏名 鈴木裕司

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 9729 号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 2 月 28 日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 平成 19 年 3 月 2 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社アルク

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字外山 2 番地 31

ウ 代表者の氏名 釜石和行

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 20282 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 3 月 1 日付けで土木工事業、とび・土工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。